［削る］

2　輸出令別表第一の三の二の項（二）の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　［略］

二　発酵槽又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの

イ　使い捨て式以外の発酵槽又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　内容積が二〇リットル以上の密閉式の発酵槽であって、定置した状態で内部の滅菌又は殺菌ができるもの

（二）・（三）　［略］

ロ　使い捨て式の発酵槽又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　内容積が二〇リットル以上の密閉式の発酵槽

（二）・（三）　［略］

三～八　［略］

九　核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置であって、一部又は全部が自動化されたもののうち、一回の稼働で、連続した長さが一・五キロベースを超える核酸を五パーセント未満のエラー率で生成するように設計したもの

第三条　輸出令別表第一の四の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～二　［略］

三　推進装置若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品

イ　ターボジェットエンジン又はターボファンエンジンであって、次のいずれかに該当するもの

（一）　次の1から4までの全てに該当するもの

1　機体に搭載されていない状態における最大推力が四〇〇ニュートンを超えるもの（機体に搭載されていない状態における最大推力が八、八九〇ニュートンを超えるものであって、本邦の政府機関が民間航空機に使用することを認定したものを除く。）

2　海面上における国際民間航空機関が定める標準大気状態での最大連続推力の燃料消費量が一時間につき推力一ニュートン当たり〇・一五キログラム以下のもの

3　乾燥重量が七五〇キログラム未満のもの

4　一段目のローターの直径が一メートル未満のもの

（二）　五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又はペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用するように設計し、又は改造したもの（（一）に該当するものを除く。）

ロ～ル　［略］

四　［略］

七　第一号、第二号若しくは第五号に該当するものの核酸の塩基配列のうち病原性を発現させるもの又は第三号若しくは第四号に該当するものを産出させる核酸の塩基配列を有するように遺伝子を改変した生物（微生物を含む。）

2　輸出令別表第一の三の二の項（二）の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　［略］

二　発酵槽又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの

イ　使い捨て式以外の発酵槽又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　容量が二〇リットル以上の密閉式の発酵槽であって、定置した状態で内部の滅菌又は殺菌ができるもの

（二）・（三）　［略］

ロ　使い捨て式の発酵槽又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　容量が二〇リットル以上の密閉式の発酵槽

（二）・（三）　［略］

三～八　［略］

［新設］

第三条　輸出令別表第一の四の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～二　［略］

三　推進装置若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品

イ　ターボジェットエンジン又はターボファンエンジンであって、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一）　機体に搭載されていない状態における最大推力が四〇〇ニュートンを超えるもの（機体に搭載されていない状態における最大推力が八、八九〇ニュートンを超えるものであって、本邦の政府機関が民間航空機に使用することを認定したものを除く。）

（二）　海面上における国際民間航空機関が定める標準大気状態での最大連続推力の燃料消費量が一時間につき推力一ニュートン当たり〇・一五キログラム以下のもの

ロ～ル　［略］

四　［略］